




整理番号	3-9-4-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	実践倫理宏正会会費 (H30年4月～H30年12月)		
年月日	平成29年12月15日～平成 年 月 日	金額	9,000円

会の趣旨・目的	生活の改善、道義の昂揚及び文化の発展を図るため、生活倫理を実践することを弘める。 (定款第4条の抜粋)
会の活動内容等	講習会、講演会、座談会、研修会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

30年1月～30年12月までの会費12,000円の内、30年4月～30年12月分の9,000円。
領収書原本はH29年度No.3-9-1-1に添付済。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款 (抄))

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,000円	100%	9,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証 東 堂 陽 一 様 No. 7

★ ¥ 12,000

但 30/1月 ~ 12月分会費として

29 年 12 月 15 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等 (%)

収 入
印 紙

一般社団法人実践倫理宏正会掛川分所

社団法人実践倫理宏正会定款（抄）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、社団法人実践倫理宏正会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北1丁目14番1号に置く。

（支部）

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 この法人は、生活の改善、道義の昂揚及び文化の発展を図るため、生活倫理を

実践することを弘めると共に、これを各人の生活に融合せしめ、人世の苦悶を解脱し、人と争わず、家庭を明朗化し、各々の業務に精励せしめ、人類永遠の平和を目標に、祖国の再建に資するを目的とする。

（事業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本国内及び海外における講習会、講演会、座談会、研修会の開催
- (2) 実践寮の建設と経営
- (3) 会員の個人指導と生活に関する相談
- (4) 機関誌『倫風』とその他実践倫理に関する図書の刊行
- (5) 青少年の育成援助事業
- (6) 日本国内及び海外において倫理教育の振興を目的に活動する個人及び団体への支援事業
- (7) その他目的を達成するため必要な事業

朝の誓

今日一日 三つの恩を忘れず 喜んで進んではたります
 今日一日 人の悪をいわず 己の善を語りません
 今日一日 気付いたことは 身がるに直ぐ行います
 今日一日 腹を立てず 不足の思いをいたしません
 今日一日 三つの無駄を排し 新しく大地に生き貫きます



会友手帳

一般社団法人 実践倫理宏正会

①

実践倫理宏正会

実践倫理宏正会は、明るく元気な家庭の確立を通じて、万人が共に仕合わせに暮らせる社会の実現を目指す、社会教育団体です。

昭和21年、原爆の余燼おさまらぬ広島に創建されて以来、数多の会員たちが、自分も人も共に仕合わせになるためのノウハウを実践して生活を改善し、明るく元気な家庭を実現して、今日に至りました。

実践倫理宏正会の活動は、日々の生活を「より善い」ものにしようと希望する人々の、自主的で自発的な実践努力を中心に行なわれています。実践倫理では「幸せ」を「仕合わせ」と表記します。それは、共に生きる人々と自分とが、互いに「仕え合う」状態が、本当の「仕合わせ」であるからです。

本会では創建以来、「朝起きはお国を興す第一歩」「子供の善導は親の倫理実践から」

②

のスローガンを掲げて、共生社会の実現に向かって倫理の普及を幅広く展開しています。

実践倫理とは

実践倫理は、「明るく仕合わせな生活」を実現するための、誰にでもたどることができる最も確実な「すじ道」です。端的に言えば、家庭愛和を実現していくための「すじ道」です。

戦後、私たちの社会は、衣食住にも事欠く社会から物であふれる社会へと、大きな変貌を遂げてきました。しかし、社会がいかに変わろうとも、人々が変わることなく望んだものは、やはり明るく仕合わせな家庭の実現でした。

明るく仕合わせな家庭。それは、家族一人ひとりが互いに感謝し合いながら、それぞれの役割を果たすことで築かれます。自分一人だけが、他者の犠牲の上に仕合わせ

③

を築くことはできません。家族一人ひとりが倫理に則った実践をし、その喜びを知ること、「家庭愛和」も、「我も人もの仕合わせ」も実現していくのです。

言い換えれば、自分が倫理の実践を喜びとすることで、周囲の人々の仕合わせが実現し、それによって自分もより仕合わせになるということです。そしてそれは、家庭ばかりでなく、人間社会のすべてに通じる真理なのです。それゆえ仕合わせとは、「我も人もの仕合わせ」を実現しようとする「実践」そのもののうちにあると言ってもよいでしょう。

人間にとっての仕合わせを、このように定義づける実践倫理は、生活が多様化し、個人主義が蔓延する現代社会にあっても、変わる事のない普遍的価値観なのです。

④

朝起きはお国を興す第一歩

「朝起き」がなぜ国興しと結びつくのでしょうか。それは、国興しの主役は「人」であり、その人づくりの第一歩は、朝起きにはじまるからです。

では、なぜ朝起きが人づくりになるのでしょうか。人類はその誕生以来、夜明けとともに起き、太陽とともに活動してきました。それが人間の生活の形でした。しかし、人工の明かりが登場してから、その形は崩れ、さまざまな不自然が生じてきました。

その不自然を正し、大自然の摂理に沿った自然な生活を取り戻すこと、それが、人が人となるための第一歩だからです。

朝起きの特効の第一は、大自然の夜明けに立ち合い、清々しい空気を胸一杯に吸い込むとき、人の心に清新の気が満ちることです。それは今日一日の精励と充実した生活を心に誓うにふさわしい瞬間です。

第二の特効は、自然のリズムに従った生

⑤

活をすることで、人間の知力や能力が最大限に発揮され、心身ともに健康になることです。朝起きは一日の活動の大きな原動力になるのです。

子供の善導は親の倫理実践から

子供は親の姿を見て育ちます。不作法な親の子が礼儀正しく育つことはありません。つまり、家庭教育の成否は、親が正しい手本になれるかどうかにかかっています。

親が倫理を実践して生きる、いつも上機嫌の人であれば、子供も同じように生きたいと思うはず。親の善き行ないに子供の心が感応するところから、我が会では、これを「感応教育」と呼んで家庭教育の基本に据えています。また、我が会の家庭教育の方法としては、「褒め育て」と「捨て育て」を推奨しています。

「褒め育て」とは、子供が善い振る舞いをしたときには、すかさず褒めることです。

⑥

褒められた子供は、自分が正しいことをしたのだと確信することができ、いっそう頑張ろうという意欲が湧いてくるからです。

「捨て育て」は、親の勝手な押し付けや過干渉、過保護を捨てて、大きな愛で包んで見守る教育です。そうすることで、子供は内なる徳性や資質を、自然にのびのびと伸ばしていくことができるからです。

こうした家庭教育の土台には、親の深い愛情と子供によせる全幅の信頼、絶対抱擁の姿勢がなければならないことは言うまでもありません。

整理番号 3-9-4-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年4月2日～平成 年 月 日	金額	3,800円

目的	ダナンプロジェクト（ダナン市との友好推進）に関する調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	ダナン市との友好推進を図り、県政の展開・発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

領収書
Receipt
領収年月日 2018.-4.-2
金額 ¥3,400 (消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(40081 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
掛川駅
掛川駅-MV3発行 50082-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収書
(ご利用明細書)
有効駐車時間
2018年04月03日 01:19まで
現金精算
金 400円也
残ポイント:190
精算時刻:2018年04月02日 13:19
承認NO.372-683-9652-57102
スペースECO 掛川駅前第5
駐車場NO:01545

株式会社 スペース24
http://www.space24.co.jp

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,800円	100%	3,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	平成 30 年 4 月 2 日～平成 年 月 日	金 額	14,445 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使 途	平成 30 年 4 月分自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》



7 普通預金 (兼お借入明細)

毎引当高の金額調整に「1」または「5」がある場合はお借入が
高を意味します。

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1 30- 3-26				
2 D30- 3-27				
3 D30- 3-29				
4 D30- 3-29				
5 D30- 3-30				
6 D30- 3-30				
7 D30- 4- 2				
8 D30- 4- 2		57,780	トヨタアイクス (カ)	
9 D30- 4- 2				
10 D30- 4- 2				
11 30- 4- 2				
12 D30- 4- 3				

按 分 の 理 由 政務活動、後援会活動、 私用で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	57,780 円	1/4 %	14,445 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。
5枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

平成 27 年 12 月 18 日

掛川市家代76-6
東堂陽一

3-9-4-3

静岡県葵区長沼611番地
株式会社 トヨタレンタリース静岡
代表取締役 平井規文



連帯保証人 (住所・氏名・職業)

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

(印)

(印)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、
下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

(10086027 - 08)

リース方式 **ファイナンス**

契約 No. [Redacted]

(1) 車名	アクア G ブラックワトライブ-セレクション	特別	※別紙付属品明細	
自(型式)	NHP10-AHXEB(B)	仕様		
登録番号	[Redacted]	車台番号		[Redacted]
初度登録	28年 1月	塗内装色		ブルー-ホワイト G(B) 3.0V 強化ガラスブラックワトライブ-200
使用の本拠地	静岡県掛川市家代76-6	付属品		040 LA20
保管場所	静岡県掛川市家代76-6			

(2)リース期間	平成 28年 1月 15日 ~ 平成 31年 1月 14日	36ヶ月	(5)前払金	円 平成 年 月 日 支払 円 円
リース料	毎月 53,500円 (総額 1,926,000 円)		(6)保証金	円 平成 年 月 日 支払
消費税 (8.00%)	毎月 4,280円 (総額 154,080 円)		(7)支払方法	トヨタクレジット
(3)支払月額	毎月 57,780円 (総額 2,080,080 円)		(銀行支店)	[Redacted]

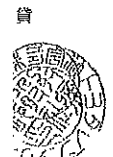
(4)支払期日	第 1 回 ~ 第 2 回 平成 28年 2月 29日 支払 第 3 回 平成 28年 3月 2日 支払 第 4 回 ~ 第 35 回 1ヶ月毎 2日 支払 第 36 回 平成 30年 12月 2日 支払	
---------	---	--

(8)リース料に含まれる項目	<input type="radio"/> 登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保時)	(9)任意保険内容	保険会社	*****
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税	<input checked="" type="checkbox"/> オイル交換		保険種類	*****
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	<input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換		フリート区分	*****
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険			年齢条件	*****
	<input type="radio"/> 自動車税	<input checked="" type="checkbox"/> タイヤ交換		割引割増	*** %
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路関連サービス			対人	*****百万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険	<input checked="" type="checkbox"/> 車検 X 法定 X 点検 X 整備 X		対物	*****百万円, 自己負担 ***** 万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 車検(定期点検整備及び継続検査)			人身傷害	1名 *****百万円, 1事故 *****百万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 代車		車両	1年目 *****万円, 2年目 *****万円 3年目 *****万円, 4年目 *****万円 5年目 *****万円, 6年目 *****万円 7年目 *****万円, 8年目 *****万円
	<input checked="" type="checkbox"/> プロケア10			(自己負担 *万円)	
<input checked="" type="checkbox"/> 一般修理					

(15)規定損害金	基本額 2,394,019円 減額月額 44,095円
-----------	--------------------------------

(16)特約事項
平成26年4月以降、新税率にて請求させていただきます

(10)引渡予定日	平成 28年 1月 21日		
(10)引渡場所	使用の本拠地		
(11)期当テクノショップ			
(12)契約走行距離	1,000 km/月	(13)超過走行料	円/km
(14)残価の精算	しない (予定残価 *****円)		



連帯保証人

連帯保証人

○...含まれる
×...含まれない

請求予定表

3-9-4-3

LB081R

発行日 28年 1月21日

1 ページ

〒 436-0225

静岡県掛川市家代 7 6 - 6

東堂 陽一 様

株式会社 トヨタクレジット 静岡

〒 436-0029

静岡県掛川市南1-6-17



電話番号 0537-23-9000

掛川営業所

担当

契約No		車名	777 G BY701V -セレクション
契約期間	28年 1月15日~31年 1月14日	登録No	

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	28. 1	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 1. 16	28. 2. 29
2	28. 2	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 1. 16	28. 2. 29
3	28. 3	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 3. 1	28. 3. 2
4	28. 4	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 4. 1	28. 4. 2
5	28. 5	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 5. 1	28. 5. 2
6	28. 6	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 6. 1	28. 6. 2
7	28. 7	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 7. 1	28. 7. 2
8	28. 8	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 8. 1	28. 8. 2
9	28. 9	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 9. 1	28. 9. 2
10	28. 10	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 10. 1	28. 10. 2
11	28. 11	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 11. 1	28. 11. 2
12	28. 12	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	28. 12. 1	28. 12. 2
13	29. 1	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 1. 1	29. 1. 2
14	29. 2	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 2. 1	29. 2. 2
15	29. 3	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 3. 1	29. 3. 2
16	29. 4	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 4. 1	29. 4. 2
17	29. 5	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 5. 1	29. 5. 2
18	29. 6	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 6. 1	29. 6. 2
19	29. 7	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 7. 1	29. 7. 2
20	29. 8	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 8. 1	29. 8. 2
21	29. 9	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 9. 1	29. 9. 2
22	29. 10	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 10. 1	29. 10. 2
23	29. 11	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 11. 1	29. 11. 2
24	29. 12	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	29. 12. 1	29. 12. 2
25	30. 1	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	30. 1. 1	30. 1. 2
26	30. 2	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	30. 2. 1	30. 2. 2
27	30. 3	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	30. 3. 1	30. 3. 2
28	30. 4	53,500	4,280	57,780	0	0	0	57,780	30. 4. 1	30. 4. 2

リース代	1,926,000 円
消費税額	154,080 円
お支払総額	2,080,080 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 円
	第 回~第 回 円
	第 回~第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	静岡
支店名	本店
口座種別	普通
口座番号	1647421

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

この度は、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。3-9-4-3
 お客様のお支払金は、ご指定口座より預金口座振替にて自動引落しさせていただきますので明細をご案内いたします。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日のお引落しとなります。この一覧表は、お支払の完了まで大切にお願いしますよう、お願い申し上げます。

お知らせ

毎月のお支払いのご案内を郵送ご希望の場合は、表記お問い合わせ先までご連絡願います。本契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめてご請求させていただきます。

なお、各契約ごとの請求をご希望の場合は、それぞれにお手続きが必要となります。

ご契約番号	
ご契約日	
お取扱販売店	株式会社 トヨタレンタリース静岡
ご利用商品名	トヨタクレジット（リース保証）
お支払金合計	1,964,520円
庫西登録番号	
口座振替ご指定口座	
金融機関	
支店	
科目	口座番号

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示しております。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
001	20160302	57780	1906740
002	20160402	57780	1848960
003	20160502	57780	1791180
004	20160602	57780	1733400
005	20160702	57780	1675620
006	20160802	57780	1617840
007	20160902	57780	1560060
008	20161002	57780	1502280
009	20161102	57780	1444500
010	20161202	57780	1386720
011	20170102	57780	1328940
012	20170202	57780	1271160
013	20170302	57780	1213380
014	20170402	57780	1155600
015	20170502	57780	1097820
016	20170602	57780	1040040
017	20170702	57780	982260
018	20170802	57780	924480
019	20170902	57780	866700
020	20171002	57780	808920
021	20171102	57780	751140
022	20171202	57780	693360
023	20180102	57780	635580
024	20180202	57780	577800
025	20180302	57780	520020
026	20180402	57780	462240
027	20180502	57780	404460
028	20180602	57780	346680
029	20180702	57780	288900
030	20180802	57780	231120

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
031	20180902	57780	173340
032	20181002	57780	115560
033	20181102	57780	57780
034	20181202	57780	0

※ご契約者様（または連帯保証人様）以外からのお問い合わせにはお答えできない場合がございますので、予めご了承ください。

上記お支払回数をこえるご契約の場合は、
 表面②より開いて中をご覧ください。

整理番号	3-9-4-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内 容	時ノ寿の森クラブ年会費		
年 月 日	平成 30 年 4 月 2 日～平成 年 月 日	金 額	3,000 円

会の趣旨・目的	森林の持つ豊かな多様性と多面的な機能の大切さを訴求するとともに、その保全に必要な事業を行い、未来の子どもたちにふるさとの森を本来の姿で引き継ぐことを目的とする。 (定款第3条の抜粋)
会の活動内容等	森林保全事業、普及啓発事業など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。実際、静岡県が進める『防潮堤静岡モデル』にはこの会のアイデアが採用されているし、同施設の建設に、この会的主导により多くの市民が参画するなど津波対策にも多くの成果を上げている。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取 扱 番 号	
30-04-02	223235	A93160007	
取扱店	サクラキ		
払込口座	00870-0 183852		
払込金額	*3,000 料金 *0		

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。消費税込金額は含まれていません。(ゆうちょ銀行)

日 記 簿 記 号	1 8 3 8 5 2
取 引 名	時ノ寿の森クラブ
取 引 人	東 堂 陽 一 様

入金額 *3,000 *0

おつり

はじめの投資信託をゆうちょうが応援します!

納税印紙
付
認
書
承
認
審
判
所

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	100%	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブ定款

平成22年4月8日施行

平成24年9月13日変更

平成27年5月23日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々をはじめ広く社会の人々に対し、静岡県掛川市倉真字時ノ寿地内の森林（以下「時ノ寿の森」という。）の持つ豊かな多様性と多面的な機能の大切さを訴求するとともに、その保全に必要な事業を行い、未来の子どもたちにふるさとの森を本来の姿で引き継ぐことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、環境の保全を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 森林保全事業

- ① 時ノ寿の森の民有林の借上げによる保全事業
- ② 時ノ寿の森及びその周辺の森林の間伐に関わる事業
- ③ 時ノ寿の森の景観及び生態系の保全と調査・研究に関わる事業

(2) 森林製品販売事業

- ① 森林から生産される製品の研究・開発事業
- ② 森林から生産される製品の販売促進事業

(3) 普及啓発事業

- ① 伝統的な森林文化を継承する事業
- ② 時ノ寿の森のファンを広げる事業
- ③ 環境に対する意識を広め高める事業

(4) その他、上記各号に付随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

(1) 運営会員

この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人及び団体。

(2) サポーター会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）3人以上7人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超え

て含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会員の除名
- (9) 会費の額
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した運営会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所管緒変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款変更に関する事項

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

（事務局の設置）

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

（細則）

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。


附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松浦成夫
副理事長	清水國雄
理事	徳川 浩
理事	小笠原啓道
理事	中村仁美
理事	松浦悦子
監事	桑田昌敏
監事	鈴木伸子
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 運営会員	年会費	個人	3,000円
		団体	30,000円
(2) サポーター会員	年会費	個人	1,000円
		団体	10,000円

整理番号	3-9-4-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ 研修費		
内容	大日本報徳社年会費		
年月日	平成30年4月2日~平成 年 月 日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。(定款第3条)
会の活動内容等	地域づくり、社会福祉、教育・文化・産業、環境保全などに寄与する研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
30-04-02	23235	A93160006	払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管してください。消費税率等は含まれません。(ゆうちょ銀行)
取扱店	サクラキ	払込口座	1311
		払込金額	*10,000
		料金	*0

002704	1311	10000	東堂陽一 様
大日本報徳社			〒100-0000
会費			10000

入金額 *10,000
おつり *0

印紙税
甲告納
付につき
町税
務務承
認済

はじめの投資信託をゆうちよが応援します！

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000円	100%	10,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-4-5

公報発第 2 号
平成 30 年 3 月 16 日

公益社団法人 大日本報徳社
個人社員各位

拝啓 春暖の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より報徳運動の普及、促進のために、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は、榛村純一社長の急逝という突然の悲報がありましたが、去る 3 月 14 日に平成 30 年度社員総会を開催させて頂き、「任期满了に伴う役員改選」に於いて社長に就任いたしました。微力非才の身ではございますが、社長の重責を担い、思想発展のために一意専心、鋭意努力いたす所存でございます。何卒、前任者同様ご指導ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

公益社団法人 大日本報徳社
代表理事社長 鷲山 恭彦

併せて、平成 30 年度事業計画・予算をご承認賜り、社費につきましても昨年と同額にてお願いさせて頂くことになりました。

ご出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますがよろしくお願い申し上げます。

記

年会費 10,000 円

【お願い】

- (1) 誠に恐縮ですが平成 30 年 6 月 30 日までに個人社費（年会費）の納入をお願い申し上げます。
- (2) 本請求と行き違いでご送金を頂いた方には、深くお詫び申し上げます。
- (3) 社費を納入する際に、銀行から振り込みの場合「振込金受取書」が発行されます。郵便局から振り込みの場合「振込金受領書」が発行されるため、本社からの領収書の発行はいたしません。必要があつて領収書発行を希望される方は、ご連絡頂きたく存じます。

(公社) 大日本報徳社
掛川市掛川 1176
電話：0537-22-3016
FAX：0537-23-5523

公益社団法人大日本報徳社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
- (2) 社会福祉に寄与する事業
- (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
- (4) 環境保全に関する事業
- (5) 報徳に関する事業と啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
- (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という)上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 3人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を社長とする。
- 3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。
- 4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条第 1 項で定める最低限度額とする。

第 6 章 顧問、参事、講師

(顧問)

第 29 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

第 30 条 この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

第 31 条 この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、社長が招集する。

- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。

- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は榎村純一、副社長は中村雄次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。(第5条 法人の構成員及び第13条 開催の変更)

<別表第1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
預金	恩賜基本金	27,662円	掛川市農業協同組合 普通預金
預金	推譲基本金	2,448,673円	掛川市農業協同組合 普通預金
建物	仰徳学寮	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得

<別表第2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
建物	大講堂	掛川市掛川 1183-2	平成19年12月取得
建物	仰徳記念館	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得
建物	淡山翁記念報徳図書館	掛川市掛川 1183-2	昭和2年取得
建物	冀北学舎	掛川市掛川 1178	昭和13年取得
構築物	門 道德門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
構築物	門 経済門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
什器備品	書画 無尽蔵	伊藤博文 書	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	岡田良一郎 肖像画 黒田清輝画	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	安居院義道庄七 肖像画	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 坐像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮金次郎 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮先生 村民表彰像	中庭展示
什器備品	美術品 掛軸	23幅	報徳図書館展示

整理番号	3-9-4-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	複合機リース料		
年 月 日	平成 30 年 4 月 3 日～平成 年 月 日	金 額	6,825 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段
使 途	平成 30 年 4 月分事務所複合機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

13 D30- 4- 3 13,650 SMTA+,
 14 D30- 4- 5
 15 D30- 4- 5
 16 D30- 4- 5
 17 D30- 4-16
 18 D30- 4-20
 19 30- 4-23
 20 D30- 4-25
 21 D30- 4-26
 22 D30- 4-26
 23 D30- 4-26
 24 D30- 4-27

※領収書に金額の場合のみ貼付が可能となります

摘要欄に「*AD*」*AD*のみの場合は、
 他 券 摘要日付の翌営業日以後 摘要欄に「*AD*」*AD*のみの場合は、
 領収書の発行日以後 摘要欄に「*AD*」*AD*のみの場合は、

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	13,650 円	1/2 %	6,825 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-4-6

〒436-0225


2016年5月11日

静岡県掛川市家代65-1

株式会社大輝建設

代表:赤堀 浩之


様

【お問い合わせお客様番号: 】

〒540-0001

大阪府中央区城見1丁目3-7 松下IMPビル23階

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

営業事務第二部 事務センター 

TEL:06-7711-9559

債務承継手続き完了のご案内

拝啓

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日ご署名頂きました、権利義務承継協定書をもって下記ご契約分の承継手続きを完了致しました。

お客様保有分を送付致しますのでご査収下さい。

尚、金融機関への手続き中ですので、何かあればご一報させていただきます。

記

- 権利義務承継協定書お客様控え 1部

※承継人様のお口座からのお引落しは、2016年6月3日 からとなっております。

書類は被承継人様、承継人様にそれぞれお送りしております。

有難うございました、今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具



権利義務承継協定書(免責的)

3-9-4-6

2016年 4月 22日

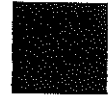
被承継人(甲)
(所在地)
(会社名)
(代表者名)

掛川市家代65番地の1
株式会社 **大輝建設**
代表取締役 **赤塚浩之**



承継人(乙)
(所在地)
(会社名)
(代表者名)

静岡県掛川市家代 76-6
東堂陽一事務所
東堂陽一



連帯保証人
(住 所)
(氏 名)



連帯保証人
(住 所)
(氏 名)



賃貸人(丙)
(所在地)
(会社名)
(代表者名)

大阪府中央区城見一丁目3番7号
三井住友トラスト・バネソニックファイナンス株式会社
営業事務第二部
部長 **熊谷政浩**



上記の者は、甲と丙とが締結した下記「契約要旨一覧表」(以下「一覧表」という)のリース契約の表示欄記載のリース契約(以下「リース契約」という)に関し、下記の通り権利義務承継協定を締結します。この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙が各1通を保有します。

記

契約要旨一覧表

リース契約の表示	承 継 後 の 契 約 内 容			
契 約 日	1ヶ月当りのリース料	リ ー ス 期 間	リ ー ス 物 件	物 件 設 置 場 所
契 約 番 号	消 費 税 等 額	支 払 期 日 ・ 支 払 日		
再リース表示欄	計			
2013年6月26日	73,000円	2018年6月25日まで	117-熊谷様	静岡県掛川市家代65-1
No. [redacted]	650円	2016年6月3日から		
	13,650円	2018年6月まで毎月3日		
年 月 日	円	年 月 日まで		
No	円	年 月 日から		
	円	年 月まで毎月 日		
年 月 日	円	年 月 日まで		
No	円	年 月 日から		
	円	年 月まで毎月 日		
年 月 日	円	年 月 日まで		
No	円	年 月 日から		
	円	年 月まで毎月 日		
承 継 日	2016年 4月 22日		特記事項	
リース料等支払方法	口座振替			

※再リース契約については、再リース表示欄に*印を記載し、また表中の「1ヶ月当りのリース料」は「再リース料」に読み替えます。

個人情報取得・利用・提供に関する承諾書〔権利義務承継用〕

◆お客様がお申込みになる会社名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番9号

本書面記載の内容をご確認の上、お申込者様、連帯保証人
予定者様が、必ずご自身で自書・捺印をお願いします。

私（申込者、連帯保証人予定者）は、右記および裏面の「個人情報
取得・利用・提供に関する同意事項」を承認した上で申込みます。

商号 株式会社 東堂陽一 事務所 静岡県掛川市家代76-6

代表者名 代表取締役 佐藤 隆之 電話番号 0537-23-3091

所在地 静岡県掛川市家代76-6

被承継人 使用者が変わるため

お申込者（承継人）

〒436-0225 静岡県掛川市家代76-6

設立 明治・大正・昭和・平成 業歴 3091 年

業種 資本金 万円 従業員 人

電話番号 0537-23-3091 性別 男・女

生年月日 昭和 31年 1月 27日 年齢 60才

居住 配偶者 有・無

ご住所 フリガナ シズノカケカケワシイニシロ76-6

〒436-0225 東堂陽一

お名前 フリガナ トウドウヨウイチ

※自署をお願いします。

連帯保証人予定者

ご住所 フリガナ

お名前 フリガナ

※自署をお願いします。

お申込者との関係

電話番号 居住 配偶者 有・無

生年月日 昭和 平成 年齢 有・無

自己所有・家族所有・賃貸 二家族

社宅・官舎・公団公営 居住年数

役職

電話番号

業種

勤続年数

契約日 2013年 7月 6日 契約番号 NO. []

リース物件 静岡県掛川市家代76-6

設置場所 静岡県掛川市家代76-6

リース期間 13年 1月 1日 まで

期 間

円

お申込日 2013年 月 日

お申込先 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

FAX 担当部署 担当者

【個人情報の取得・利用・提供に関する同意事項】 <抜粋>

第1条（個人情報取得・利用） 申込者および連帯保証人（以下「申込者」という）は本申込みを含む三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社（以下「当社」という）との取引上の与信判断の為、以下の個人情報（申込者が保証措置を講じた上で取得・利用すること）に同意します。

1. 本申込みに関する申込書の記載した申込者の氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別、住居状況、家族構成、勤務先情報、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報

2. 本申込みに関する申込書の商品名、契約額、支払回数等の情報

3. 本申込みに関する申込書の支払能力を調査する為、申込者が申告した申込者の資産・負債、収入、支出、当社が取得したクレジット・リソース利用履歴および過去の債務の返済状況

第2条（個人情報提供） 個人（個人）の支払能力に関する情報（申込者の支払能力の調査の為に、当社が加盟する個人信用情報機関（個人）の支払能力に関する情報）の取得および加盟会員の対する当該情報の提供を業とする者（以下「加盟機関」という）および、当該加盟機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者の個人情報が登録されている場合には、申込者の支払能力の調査のために、それを利用することに同意します。

② 申込者に関する本申込みに関する客観的な取引事実に基づき個人情報が、加盟機関に当社が照会したり、申込者の支払能力に加盟機関および加盟機関と提携する個人信用情報機関により提供され、加盟機関および加盟機関と提携する個人信用情報機関により提供され、加盟機関により、申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

③ 加盟機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

■ 株式会社シー・アイ・シー（貸金業法および割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿フーズ・ストウエース15階
フリーダイヤル:0120-810-414 (ホームページアドレス http://www.cic.co.jp)

④ 当該加盟機関と提携する個人信用情報センター
■ 全国銀行個人信用情報センター
(ホームページアドレス http://www.zenginkyo.or.jp/poic/index.html)
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)
(ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp)

⑤ 本条第3項に記載の加盟機関に登録する情報は、下記のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量等、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞着支払状況に関する情報

第3条（個人情報開示・訂正・削除） ① 申込者は当社および加盟機関に対して、自己に関する個人情報開示を請求することができます。

② 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合に限り、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条（個人情報に関するお問合せ窓口） 個人情報の請求、訂正・削除の請求、その他個人情報に関するお問合せは、下記の当社お客様相談窓口までお願いいたします。当社は、お問合せ頂きました内容につきまして、ご相談対応およびその確認などに利用させて頂き、これらの目的の為にご相談内容の記録を残すことがあります。

■ 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 インフォメーションセンター
〒540-0001 大阪市中央区城見1-3-7 IP電話:050-3772-4665

取扱店

店コード TEL 担当者

リース お支払明細書

2013年7月3日作成

※ リース料 130000
 ※ 消費税 650
 ※ 合計 130650

回数	リース料	消費税	合計
1	130000	650	130650
2	130000	650	130650
3	130000	650	130650
4	130000	650	130650
5	130000	650	130650
6	130000	650	130650
7	130000	650	130650
8	130000	650	130650
9	130000	650	130650
10	130000	650	130650
11	130000	650	130650
12	130000	650	130650
13	130000	650	130650
14	130000	650	130650
15	130000	650	130650
16	130000	650	130650
17	130000	650	130650
18	130000	650	130650
19	130000	650	130650
20	130000	650	130650
21	130000	650	130650
22	130000	650	130650
23	130000	650	130650
24	130000	650	130650
25	130000	650	130650
26	130000	650	130650
27	130000	650	130650
28	130000	650	130650
29	130000	650	130650
30	130000	650	130650
31	130000	650	130650
32	130000	650	130650
33	130000	650	130650
34	130000	650	130650
35	130000	650	130650
36	130000	650	130650
37	130000	650	130650
38	130000	650	130650
39	130000	650	130650
40	130000	650	130650
41	130000	650	130650
42	130000	650	130650
合計			780000

3-9-4-6

436-0225
 掛川市家代
 65-1

株式会社大輝建設 様

(005479-QD8178)
 100245 000245 001/001 15-10



リース料	13,000円
消費税等	650円
合計	13,650円
第1回支払日	2013年8月3日
第2回支払日	2013年8月3日
第3回以後	毎月3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税等	0円
合計	0円
リース料	13,000円
消費税等	650円
合計	13,650円

リース名目: 仮松堂業所
 2013年6月26日
 2018年6月25日
 60ヶ月

三井住友トラスト・パナソニック・アライアンス株式会社
 インフォメーションセンター
 〒532-0027 大阪府淀川区田川2丁目
 8-7
 TEL (0120) 331-322

※仕入等にかかる消費税額(支払った消費税)の控除を受ける為

口座番号は個人情報保護のため、一部**表示しております。

整理番号	3-9-4-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	郷土新聞購読		
年月日	平成30年4月5日～平成 年 月 日	金額	9,600円

目的	政治、経済、文化、国際情勢、社会情勢等の情報収集
使途	平成30年4月～平成31年3月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13	D30- 4- 3		
14	D30- 4- 5	新聞代	9,600 千円外にシラフンシヤ
15	D30- 4- 5		
16	D30- 4- 5		
17	D30- 4-16		
18	D30- 4-20		
19	30- 4-23		
20	D30- 4-25		
21	D30- 4-26		
22	D30- 4-26		
23	D30- 4-26		
24	D30- 4-27		

※領収書は、領収書の貼付枠に貼付する必要がある。

領収書は、領収書の貼付枠に貼付する必要がある。
領収書は、領収書の貼付枠に貼付する必要がある。
領収書は、領収書の貼付枠に貼付する必要がある。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,600円	100%	9,600円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

東堂陽一様

請求書

株式会社 郷土新聞社

代表取締役 戸塚猛実

〒436-0056 掛川市中央二丁目8番5号

☎0537-24-0551(代)

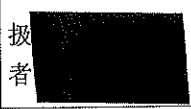


2018年 4月 / 日

金額 ¥ 9,600 円也

上記の通り請求いたしました

振
込
先



静岡銀行掛川支店 普通136809
掛川信用金庫下俣支店 普通 68613
掛川市農業協同組合やよい支所 普通 41852



『郷土新聞』

『住宅地図』

1年前納 2018.4月~2019.3月 9600 掛川北部版 冊

掛川南部版 冊

『広告』

菊川版 冊

郷土新聞 月分 (年間契約 割引)



御前崎版 冊

グリーンタイム 月号 (割引)

時刻表

収入印紙

整理番号 3-9-4-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報(動)費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年4月5日～平成 年 月 日	金額	3,620円

目的	会派議員総会
用途	交通費(新幹線掛川駅～新幹線静岡駅) および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	県政の課題等について議論をし、会派内意見を調整、集約し、県政の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の5, 6枚目を使用 9,660円÷6×2=3,220円

領収書
Receipt 様
領収年月日 2018.-3.16
金額 ¥9,660(消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(20422 7枚)
東海旅客鉄道株式会社
掛川駅
掛川駅-MV2発行 30423-01
印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収書
(ご利用明細書)
有効駐車時間
2018年04月06日 00:25まで
現金精算
金 400円也
残ポイント:230
精算時刻:2018年04月05日 12:25
承認NO:372-650-5692-57062
スペースECO 掛川駅前第5
駐車場NO:01545
株式会社 スペース24
http://www.space24.co.jp

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,620円	100%	3,620円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	エコロジーライフ研究会年会費		
年月日	平成30年4月7日～平成 年 月 日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	自然生態環境に悪影響を与えている現在の生産と消費の様式を省み、自然と共生する農林水産業、食、暮らしの実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

領収証

東堂陽一様 No. _____

★ ￥ 2,000.-

内訳
 現金 _____ 但 H30年度年会費
 小切手 / H30年4月7日 上記正に領収いたしました
 手形 / エコロジーライフ研究会
 消費税額等(%) _____

収入印紙

CZ-G1808R

※ 添付書類 (団体の会則) ・事業概要 ・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

I エコロジーライフ研究会の目指すもの

エコロジーライフ研究会規約

平成 12 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この会は、私達の生存基盤である自然生態環境を無視した現在の生産と消費生活の様式を反省し、自然と共生する農林水産業及び「食」と「暮らし」の実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この会は、エコロジーライフ研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために次のことを活動目標とする。

- (1) 自然生態系と調和する生産・流通・消費体系の研究と実践
- (2) 自然共生農林水産業を通しての自然環境教育の推進と、健全な心身の育成及び生きがい対策の探求
- (3) 自然生態環境の保全
- (4) 会員相互に学習し合い、理解を深めるための諸活動
- (5) その他目的達成のために、必要な活動

(会員及び資格)

第 4 条 本会は、正会員と賛助会員により構成し、それぞれの資格は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、会の活動を支援する行政機関・法人又は団体

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、幹事 若干名、事務局長 1 名、会計 1 名

(役員を選任)

第 6 条 本会の会長、副会長、会計は、幹事の互選とする。

- 2 幹事は、正会員中より選出された者とする。
- 3 事務局長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 役員は、総会の承認を受けなければならない。

(役員職務)

第 7 条 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

- 2 幹事は、各々の活動事業の計画と実践の中心的役割を担う。
- 3 事務局長は、会長の指示を受け会務の円滑な執行に務める。
- 4 会計は、会の出納事務を執行する。

(会計監事)

第 8 条 本会の出納事務を監査するため、会計監事を置く。

- 2 会計監事は 2 名とし、正会員中より選出する。

(役員任期)

第 9 条 役員及び会計監事の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員及び会計監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 10 条 会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、役員会の決定を経て会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 総会は、毎年1回開催する。また、会長又は役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 5 役員会は、必要などとき会長が召集することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席で以て成立し、次の事項を決する。

- (1) 役員及び会計監事の選任に関する事。
- (2) 規約の変更に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (5) 会費の額と徴収方法に関する事。
- (6) その他必要な事項

(役員会の議決事項)

第12条 役員会は次の事項を決する。

- (1) 総会の召集に関する事。
- (2) 総会に提出する議案に関する事。
- (3) その他事業執行に関する事項で会長が必要と認める事項

(名称の使用)

第13条 会員が、本会の名称を書類、印刷物、看板、インターネットホームページ等に使用する場合は、役員会の了解を得なければならない。

(入会)

第14条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て、会長が入会を認めるものとする。

(退会)

第15条 本会を退会しようとする者は、会長に報告することにより退会を認めるものとする。又、本会員としてふさわしくない行為をした者は、役員会の議を経て会長が除名することができる。

(会費)

第16条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- 2 年度途中で退会した者の納入済会費は、返納しないものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第19条 本会の規約は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第20条 本会の解散は、役員会及び総会においておのおのその構成員の3分の2以上の同意を得て議決しなければならない。

(附則)

この規約は、平成12年3月25日から施行する。

(附則)

この規約は、平成16年4月11日から施行する。

整理番号	3-9-4-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派政務活動費勉強会		
年月日	平成29年4月11日～平成	年 月 日	金額 3,800円

目的	政務活動費のあり方を会派として勉強、検討をする。
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動費のあり方が問題になっている中、今以上に制度の目的にかなう、また、県民の理解を得られる使い方に改める。

《領収書貼付枠》

領収書
Receipt _____様
領収年月日 2018.-4.11
金額 ¥3,400 (消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(60489 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
掛川駅
掛川駅-MV3発行 00490-01
印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収書
(ご利用明細書)
有効駐車時間
2018年04月11日 21:44まで
現金精算
金 400円也
残ポイント:310
精算時刻:2018年04月11日 09:44
承認NO:372-627-5562-57063
スペースECO 掛川駅前第5
駐車場NO:01545
株式会社 スペース24
http://www.space24.co.jp

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,800円	100%	3,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-9-4-11

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県議会報告 25 号郵送用ラベルシール代		
年月日	平成 29 年 4 月 11 日	～平成 年 月 日	金額 3,560 円

目的	県政報告書を郵送用
使途	郵送用ラベルシール購入
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

CAINZ
掛川店 ☎ 0537-21-3000

お得な情報をお届けします
新規メール会員募集中！
今なら新規ご登録者全員に
50ポイントプレゼント！
QRコードを読み取って簡単に登録
ポイント付与は各一人様一回となります
ポイント付与番号は登録から1ヶ月後となります

領収書 >

火災予防運動実施中！
警防機の設置・適切な維持管理を
お願いいたします。電池は消耗品です。
早めの確認と交換をお勧めします。
2018年 4月11日(水) 17:18

081 〒411-2411 100 ¥3,560
(2個 X 単1,780)

2点/小計 ¥3,560
内税対象 ¥3,560
内消費税等 8% ¥263
合計 ¥3,560
現金 ¥4,000
お釣り ¥440

ポイント積立
50ポイント
16ポイント
72ポイント
35ポイント

◆ 会員番号
◆ 前回ポイント
◆ 今回ポイント
◆ 累計ポイント
◆ 本年失効予定ポイント
◆ 本年失効日は12月31日です。
◆ カインズカード会員募集中！入金
◆ カインズカード会員ズホームでの
◆ 入会金無料。カインズホームでの
お買物をすると現金でもクレジット
カードでもポイントがたまります。

担当: 0207
サインNo: 4221

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,560 円	100%	3,560 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県議会報告 25 号新聞折り込み代		
年月日	平成 29 年 4 月 12 日～平成 年 月 日	金額	174,118 円

目的	県政報告書を新聞折り込み
使途	新聞折り込み代
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
30 04 12	052		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0317	お引出し	¥173,794	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥324	13 07 086	

お振込先
ス`オカ
コ`フクチヨウ
当座 0309745
カ)ス`オカオリコミ 様

オ`ウ`ウ`ヨウイチ 様
TEL0537-23-3091

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	174,118 円	100%	174,118 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

オリコミ配布見積書

JNo. 1804110138

1 / 1 頁

株式会社 静岡オリコミ

浜松支社 〒 433-8125
 浜松市中区和合町220-1011
 TEL 053-474-8833
 FAX 053-471-8098

東堂陽一 様
 広告主 東堂陽一 様

合計 160,920
 消費税 12,874

御見積金額 ¥173,794

折込日 2018年04月30日 月曜日 朝刊

サイズ B3 部数 29,800

タイトル 県議会報告

会場

担当者

見積者

地区	販売店	扱部数	部数	単価	金額
菊川市	小笠 永田	1,700	50	5,400	270
	小計		50		270
掛川市	大東 松浦	3,200	3,200	5,400	17,280
	横須賀 松浦	3,800	2,700	5,400	14,580
	武藤	1,500	1,500	5,400	8,100
	松本	3,500	3,500	5,400	18,900
	風間	7,300	7,300	5,400	39,420
	神谷	4,650	4,650	5,400	25,110
	外山	6,900	6,900	5,400	37,260
	小計		29,750		160,650
	合計		29,800		160,920

整理番号	3-9-4-13
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	平成30年4月17日～平成 年 月 日	金額	19,062 円

目的	事務を行うためのデジタル住宅地図購入
使途	デジタル住宅地図購入料
政務活動・ 県政との 関連性	県管理施設等の調査、視察時の画面上での検討、現地状況把握、また、現地調査、現地視察時に利用、要請陳情等活動の資料作成などに利用をし、その後の質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
30 04 17	049		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0317	お引出し	¥37,800	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱 できない場合
	¥3241136	0069	

お振込先
明細
ご案内

シス`オカ
ササカ`セ
普通 0460160
カ)セ`ンリン ハマツツ(イ 様
トウト`ウ ヨウイチ 様
TEL0537-23-3091

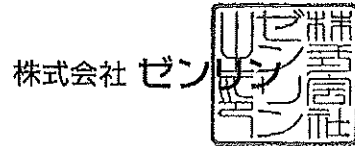
06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	38,124 円	1/2	19,062 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2018年4月12日

東堂陽一事務所 様
お客様コードNO. [REDACTED]
〒436-0225
静岡県掛川市家代65-1



浜松営業所
〒435-0042
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1261
TEL 053-422-6201
FAX 053-422-6207
所長 息 和史

TEL: 0537233091

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	年 月 日

注文書番号 _____
 納品書番号 _____
 納品日付 _____ 検収日付 _____

振込先銀行
 静岡銀行 ささがせ支店 普通 0460160
 口座名義 株式会社ゼンリン浜松営業所
 お振込の際の振込手数料は貴社にてご負担願います。

合計金額 ¥37,800- (消費税等込み)

商品名	種別	単価	数量	金額
DT掛川市 201803 [222130Z0J]		35,000	1	35,000
小計				35,000

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
35,000	2,800	37,800	0	37,800

【備考】

[Empty box for remarks]

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

整理番号	3-9-4-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	掛川経済懇話会 30年度前期会費 (H30年1月~H30年6月)		
年月日	平成30年4月23日~平成	年月日	金額 20,108円

会の趣旨・目的	掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上がりを目指す(規約より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

30年度前期会費 (H30年1月~H30年6月) についての納入依頼が30年4月19日付けであり、今月分の請求とした。

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	052
30:04:23	銀行番号 店番号 科目 口座番号	
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥20,000
お取扱い	残	高
おつり	***	***
キヤンペク	手数料	時刻
	¥10813170175	
スカイ カケカ 普通 カケカ トウトウ ヨウイチ 様 TEL0537-23-3091		

※ 添付書類 (団体の会則)・事業概要・その他

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	20,108円	100%	20,108円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-4-14

平成30年4月19日

会員各位

掛川経済懇話会
(掛川商工会議所内)
会長 山本 雅一

掛川経済懇話会「平成30年度前期会費」ご納入のお願い

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成30年度前期会費につきまして、下記の通り請求申し上げますので、ご出費ご多端の折柄誠に恐縮に存じますが、期日までにご納入くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

言己

■ご請求金額

平成30年度前期会費(1~6月分) 20,000円

※恐れ入りますが、5月末日迄に下記銀行口座へ振込み願います。

<振込先> [金融機関名] 静岡銀行掛川支店
[口座種別] 普通預金
[口座番号] 0042215
[口座名義] 掛川経済懇話会 会長 山本 雅一

[事務局] 〒436-0079 掛川市掛川 551-2 掛川商工会議所総務企画課
TEL: (0537) 22-5151 (代) FAX: (0537) 22-0954




掛川経済懇話会規約

- 第1条 本会は掛川経済懇話会と称す。
- 第2条 本会は事務所を掛川市 掛川商工会議所に置き、事務を委託する。
- 第3条 本会は掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上りを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的のため研究会、講演会、視察、懇談会等の事業を行なう。
- 第5条 本会の会員は、掛川市及びその一円に居住或いは事業所を持つ者とする。
- 第6条 新しく会員となるものは、役員会の承認を得なければならない。
加入金は徴収しない。
- 第7条 脱会は自由なるも、年度内の会費は徴収する。
本会の会員は会費を負担する義務を負う。
会費は半期 20,000 円 (年額 40,000 円) とし、徴収は年 2 回とする。
本会費は、(株)静岡銀行掛川支店が徴収し保管する。但し、会長が必要と認めたときは総会の議を経て追加徴収又は返戻する。
- 第8条 本会は毎年1月より12月までを1ヶ年度とする。
- 第9条 本会は1月に定例総会 (会務報告、決算並びに予算、役員選任) を行ない、春秋各1回例会 (講演、研究、視察、懇親会等) を開催する他、会長が必要と認めたときは随時これを開催する。
決議事項は出席会員の過半数をもって決定する。
- 第10条 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、幹事4名、会計監査人2名。
役員は定例総会において選出する。
会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐し、事故あるときは代理する。
幹事は本会の事業の運営にあたる。
会計監査人は会計を監査する。
役員任期は何れも2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 第12条 本規約の改廃は総会の承認を得るものとする。
- 第13条 本規約に定めない事項については役員会に於いて決定する。

附 則

- 本規約は昭和48年1月1日より実施する。
- 昭和50年1月17日より一部改正する。
- 昭和50年9月10日より一部改正する。
- 昭和51年1月1日より一部改正する。
- 昭和53年1月1日より一部改正する。
- 昭和55年2月25日より一部改正する。
- 平成3年1月14日より一部改正する。
- 平成11年1月19日より一部改正する。
- 平成18年1月24日より一部改正する。
- 平成27年2月2日より一部改正する。

整理番号	3-9-4-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	掛川建築文化研究会総会・意見交換		
年月日	平成30年4月24日～平成 年 月 日	金額	4,000円

目的	建築文化、建築行政に関する情報収集
使途	会費
政務活動・ 県政との 関連性	建築文化、建築行政の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

① 領収証

東堂陽一 様 No. _____

★ 74,000-

但 会費

2018年4月24日 上記正に領収いたしました

掛川建築文化研究会
会長 藤原龍美

収入印紙



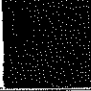
内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,000円	100%	4,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>活 動 概 要 書 (会議・意見交換会参加)</p> <p>平成 30年 4月 24日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一</p>						
活 動 名	掛川建築文化研究会総会および意見交換					
活動概要	<p>1 参加日時 平成30年4月24日(火) 18:00~21:00</p> <p>2 場 所 掛川商工会議所</p> <p>3 参 加 者 建築文化研究会会員他</p> <p>4 内 容 掛川市建築文化研究会の活動内容聴取、および建築文化、建築行政に対する意見交換、</p> <p>※ 全て政務活動にかかる会議であるため、按分率は、1/1とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。</p>					
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容		
	会費	4,000	15-①	参加会費 4,000円		
	合 計	4,000				
備 考						

整理番号	3-9-4-16
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年4月24日～平成	年月日	金額 3,800円

目的	認知症対策についての調査
使途	交通費(新幹線掛川駅～新幹線静岡駅) および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	認知症対策の施策や現状について調査し、県民の生命の安全を図るとともに、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収書
Receipt _____様
領収年月日 2018.-4.24
金額 ¥3,400(消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(50019 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
掛川駅
掛川駅-MV2発行 60020-02

印紙税申告納
付につき古屋中村
税務署承認済

領収書
(ご利用明細書)
有効駐車時間
2018年04月24日 22:21まで
現金精算
金 400円也
残ポイント:390
精算時刻:2018年04月24日 10:21
承認NO:372-606-6344-60325
スペースECO 掛川駅前第5
駐車場NO:01545
株式会社 スペース24
<http://www.space24.co.jp>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,800円	100%	3,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話機リース料		
年月日	平成30年4月25日～平成 年 月 日	金額	3,942円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成30年3月分電話機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

- 13 D30- 4- 3
- 14 D30- 4- 5
- 15 D30- 4- 5
- 16 D30- 4- 5
- 17 D30- 4-16
- 18 D30- 4-20
- 19 30- 4-23
- 20 D30- 4-25
- 21 D30- 4-26
- 22 D30- 4-26
- 23 D30- 4-26
- 24 D30- 4-27

7,884 NTT7アイナス(カ)

領収書は、金額欄が読み取れるまでの範囲で貼付

摘要欄に必要事項を記入し、必要事項の記入が不明な場合は、備考欄に必要事項を記入し、備考欄に「領収書は、金額欄が読み取れるまでの範囲で貼付」と記載してください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	7,884円	1/2	3,942円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 436-0225

静岡県掛川市家代
7 6 - 6

東堂 陽一 (県議会議員東堂陽一事務所) 様

(郵便物還付先)

〒 420-0857
静岡県静岡市葵区御幸町 5 番地 9 静岡フコク生命ビル
7 階
NTTファイナンス株式会社
お問い合わせ先 静岡支店
(INFORMATION) 054-266-7500



お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号 (管理番号)	代表物件名	取引種別	契約日	開始日	満了日
[REDACTED]	NTTビジネスホン αB1 ME1、TE L2、UPS1	リース	2016年04月18日	2016年04月27日	2023年04月26日

リース料 消費税額等 (別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
613,200 49,056	***** *****	662,256	***** *****	83 回

引落金融機関	預金種別	口座番号	口座名義人
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	ゆとり 30仔

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料		お支払金額		備 考
				消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	
1	2016/04	2016/06/26	口座振替	14,600 1,168	0 0	14,600 1,168		
2	2016/06	2016/07/26	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
3	2016/07	2016/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
4	2016/08	2016/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
5	2016/09	2016/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
6	2016/10	2016/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
7	2016/11	2016/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
8	2016/12	2017/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
9	2017/01	2017/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
10	2017/02	2017/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
11	2017/03	2017/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
12	2017/04	2017/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
13	2017/05	2017/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
14	2017/06	2017/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
15	2017/07	2017/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
16	2017/08	2017/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
17	2017/09	2017/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
18	2017/10	2017/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
19	2017/11	2017/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
20	2017/12	2018/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
21	2018/01	2018/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		
22	2018/02	2018/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584		

社管理用情報

30007291-16-00048 (000-00-001-001)

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備 考
23	2018/03	2018/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
24	2018/04	2018/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
25	2018/05	2018/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
26	2018/06	2018/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
27	2018/07	2018/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
28	2018/08	2018/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
29	2018/09	2018/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
30	2018/10	2018/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
31	2018/11	2018/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
32	2018/12	2019/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
33	2019/01	2019/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
34	2019/02	2019/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
35	2019/03	2019/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
36	2019/04	2019/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
37	2019/05	2019/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
38	2019/06	2019/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
39	2019/07	2019/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
40	2019/08	2019/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
41	2019/09	2019/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
42	2019/10	2019/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
43	2019/11	2019/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
44	2019/12	2020/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
45	2020/01	2020/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
46	2020/02	2020/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
47	2020/03	2020/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
48	2020/04	2020/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
	2020/05	2020/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
50	2020/06	2020/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
51	2020/07	2020/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
52	2020/08	2020/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
53	2020/09	2020/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
54	2020/10	2020/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
55	2020/11	2020/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
56	2020/12	2021/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
57	2021/01	2021/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
58	2021/02	2021/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
59	2021/03	2021/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
60	2021/04	2021/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
61	2021/05	2021/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
62	2021/06	2021/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	

整理番号	3-9-4-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読		
年月日	平成30年4月26日～平成 年 月 日	金額	1,490円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成30年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

10	D30- 4- 3		
14	D30- 4- 5		
15	D30- 4- 5		
16	D30- 4- 5		
17	D30- 4-16		
18	D30- 4-20		
19	D30- 4-23		
20	D30- 4-25		
21	D30- 4-26		
22	D30- 4-26	新聞代	2,980 カガマシヨウアソシエーション
23	D30- 4-26		
24	D30- 4-27		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	2,980円	1/2	1,490円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・交際情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ保守、更新		
年月日	平成30年4月27日～平成 年 月 日	金額	16,308 円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に発信する。
使途	平成30年4月分保守料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からないという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 04 27		059
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥16,200
お取扱枚数	*****	
	おつり	残 高

キャッシング	手数料	時刻
	¥108	124 00 219
		お取扱い できない場合

お
振
込
先
明
細
ご
案
内

お
振
込
先
明
細
ご
案
内

ス`オカ
サカ`セ
普通 0480639
イマクロテ`サイン コイケ トシヒコ 様
トウト`ウ ヨウイチ 様
TEL0537-23-3091

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,308 円	100%	16,308 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-4-19

NO. 201804-21

平成 30年 4月 25日

御 請 求 書

東堂陽一 様

Imacro Design

イマクロデザイン

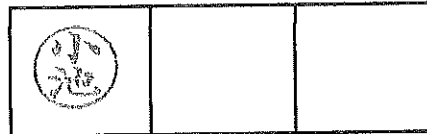
〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136

TEL 053-422-7017 / FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申しあげます。

合計金額 ￥16,200



品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
H30年4月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,200	
総計(税込)			¥16,200	

備考:

振込先: 静岡銀行ささがせ支店 (普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @82	32.0g 912通 ¥74,784
小計	¥74,784
郵便物引受合計通数	912通
課税計	¥74,784
(内消費税等)	¥5,539
非課税計	¥0
合計	¥74,784
お預り金額	¥74,784

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月27日 13:44
担当：[REDACTED]
発行No. 180427A4850 端N13箱01
連絡先：土方郵便局
TEL:0537-74-2034

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @82	32.0g 509通 ¥41,738
小計	¥41,738
郵便物引受合計通数	509通
課税計	¥41,738
(内消費税等)	¥3,091
非課税計	¥0
合計	¥41,738
お預り金額	¥50,740
おつり	¥9,002

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月27日 13:45
担当：[REDACTED]
発行No. 180427A5170 端N60箱01
連絡先：大須賀郵便局
TEL:0537-48-4581

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @82	32.0g 455通 ¥37,310
小計	¥37,310
郵便物引受合計通数	455通
課税計	¥37,310
(内消費税等)	¥2,763
非課税計	¥0
合計	¥37,310
お預り金額	¥40,310
おつり	¥3,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月27日 14:47
担当：[REDACTED]
発行No. 180427A7713 端N35箱01
連絡先：桜木郵便局
TEL:0537-23-0721

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @82 456通	32.0g ¥37,392
小計	¥37,392
郵便物引受合計通数	456通
課税計	¥37,392
(内消費税等)	¥2,769
非課税計	¥0
△計	¥37,392
合計	¥37,392
お預り金額	¥37,500
おつり	¥108

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月27日 15:22
担当：[REDACTED]
発行No. 180427A9831 端N20箱01
連絡先：原谷郵便局
TEL:0537-26-0001

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @82 304通	32.0g ¥24,928
小計	¥24,928
郵便物引受合計通数	304通
課税計	¥24,928
(内消費税等)	¥1,846
非課税計	¥0
△計	¥24,928
合計	¥24,928
お預り金額	¥25,000
おつり	¥72

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月27日 15:42
担当：[REDACTED]
発行No. 180427A3605 端N34箱01
連絡先：西郷郵便局
TEL:0537-28-0021

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
第一種定形 @92 30通	31.5g ¥2,760
小計	¥2,760
区内特別基 (定) @82 1,471通	32.0g ¥120,622
小計	¥120,622
郵便物引受合計通数	1,501通
課税計	¥123,382
(内消費税等)	¥9,139
非課税計	¥0
△計	¥123,382
合計	¥123,382
お預り金額	¥130,000
おつり	¥6,618

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 4月27日 16:09
担当：[REDACTED]
発行No. 180427A1746 端N45箱05
連絡先：掛川郵便局
TEL:0537-22-6303

整理番号	3-9-4-21
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

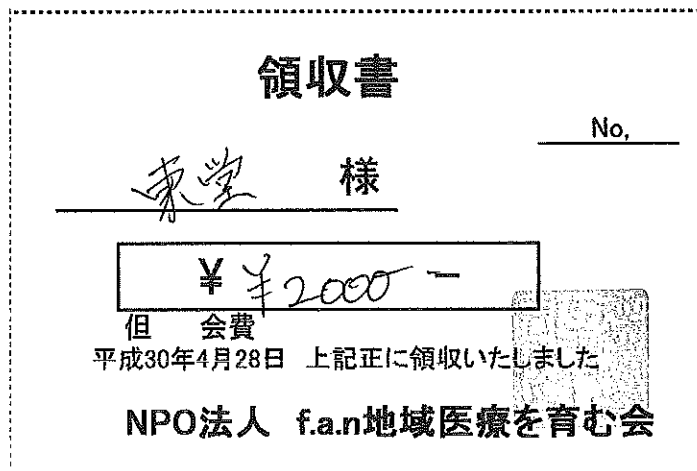
(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	地域医療を育む会年会費		
年月日	平成30年4月28日~平成 年 月 日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	地域医療体制を考え、住民の健康維持増進、医療等に関する関心の向上、医療、健康、福祉、介護の連携を深め、地域保健・医療および福祉の増進に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

執着
東堂陽一



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款 (抄))

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

NPO法人 f. a. n. 地域医療を育む会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 f. a. n. 地域医療を育む会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中東遠地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域医療に関する啓発・情報発信事業
 - ② 地域医療に関する学習会開催事業
 - ③ その他、法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

第8条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むも

のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第9条 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。
(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を起えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を起えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらか

第5章 総会

はじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補充のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(次員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)
第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)
第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)
第31条 理事会は、この定款で定められるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)
第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第8号の規定による請求があったときは、その日から80日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に附う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を籌じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならぬ。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定款に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - 理事長 武田和子
 - 副理事長 戸塚明美
 - 理事 八重樫隆子
 - 同 二村千恵子
 - 同 岩倉ひろ子
 - 監事 松本敬枝
 - 同 村松篤
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 2,000円 (1年間分)
 - (2) 賛助会員会費 (個人) 1口 500円 (1口以上) (1年間分)
 - 賛助会員会費 (団体) 1口5,000円 (1口以上) (1年間分)

給与支払明細書

2018 年 4 月分 支給日 2018 年 4 月 30 日

所属		氏名		殿
----	--	----	--	---

出勤日		日間	労働時間	時間内	72	時間	分	時間外		時間	分
-----	--	----	------	-----	----	----	---	-----	--	----	---

支給額	
時間給	1,250 円
割増時間給	円
時間給合計	円
基本給	円
所定時間外賃金	円
家族手当	円
	円
	円
	円
	円
通勤費	円
合計	90,000 円

控除額	
健康保険料	円
厚生年金	円
雇用保険料	円
所得税	円
住民税	円
	円
	円
	円
合計	0 円

差引支給額	90,000 円
-------	----------

[事業所名] 東堂陽一 事務所

[事業所所在地] 静岡県掛川市家代65-1

雇用実績表

4月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月	6	6	2月定例会資料整理
3	火	6	6	県議会報告25号作成補助
4	水			
5	木	4	4	政務調査資料準備・整理
6	金	4	4	県議会報告25号作成補助
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木	4	4	政務調査資料準備・整理
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木	6	6	政務調査資料準備・整理
20	金			
21	土	6	6	県政報告会準備
22	日			
23	月			
24	火	8	8	県議会報告25号郵送準備
25	水	4	4	県議会報告25号郵送準備
26	木	8	8	県議会報告25号郵送準備
27	金	4	4	県議会報告25号郵送準備
28	土			
29	日	4	4	4月分政務活動費支出関係書類作成
30	月	8	8	4月分政務活動費支出関係書類作成
計		72	72	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30年 4月 30日
会派・議員名 東堂陽一





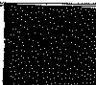
[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)72時間} × 単価 [1,250円] = 90,000円

②総支給額{ 円} × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	3-9-4-23
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読		
年月日	平成 30 年 4 月 30 日～平成 年 月 日	金額	1,934 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成 30 年 4 月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

東堂 陽一 事務所 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2018 年 4 月分 領収日 4 月 30 日
領収金額 ￥1,934 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934






販売店 信学
住所 落合 島田市向谷元町 7 9 3 - 1 1
TEL 0547-87-0661 FAX 0547-84-0136

宛申込No

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934 円	100%	1,934 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-24
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	764.6	18円×764.6km / km	13,763

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。

議員氏名 東堂陽一



《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,763円	100%	13,763円




※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
4.1	富部区総会・意見交換	事務所～富部区公会堂(往復)	4.4
4.1	掛川市消防団入隊団式・意見交換	事務所～さんり～な(往復)	6.8
4.2	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
4.5	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
4.7	全国報徳女性のつどい視察	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
4.7	エコロジーライフ研究会総会・講演会	事務所～あいり～な(往復)	11.2
4.7	岩滑親和会総会・意見交換	事務所～岩滑区公会堂(往復)	32.0
4.8	下俣区総会・意見交換	事務所～下俣区公会堂(往復)	12.6
4.8	桜まつりinならここの里視察	事務所～ならここの里(往復)	34.0
4.8	大東明るい社会づくり運動推進協議会総会・講演会	事務所～掛川市役所大東支所(往復)	42.0
4.8	上垂木区営農会総会・意見交換	事務所～東側公会堂(往復)	6.4
4.9	県議会報告25号作成打合せ	事務所～アビサレ(往復)	8.6
4.10	掛川市遺族会総会・意見交換	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
4.10	粟ヶ岳山頂休憩所視察	事務所～粟ヶ岳山頂(往復)	40.0
4.10	平野運平氏顕彰有志の会視察	事務所～掛川市立北中学校(往復)	8.2
4.11	県議会報告25号作成打合せ	事務所～アビサレ(往復)	8.6
4.11	会派政務活動費勉強会	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
4.13	県議会報告25号作成打合せ	事務所～アビサレ(往復)	8.6
4.15	掛川・新茶マラソン視察	事務所～つま恋リゾート彩の郷(往復)	24.0
4.15	西南郷地区まちづくり協議会総会・意見交換	事務所～西南郷地域生涯学習センター(往復)	9.4
4.15	上垂木区総会・意見交換	事務所～東側公会堂(往復)	6.4
4.16	JA遠州夢咲サエリア新茶初取引視察	事務所～サエリア(往復)	30.0
4.16	家代ときわぎ会総会・県政報告	事務所～ときわぎ荘(往復)	1.8
4.18	掛川茶市場新茶初取引視察	事務所～JA掛川市本所(往復)	15.8

① 364.4

4.21	ゆるゆる遠州ガイドライド2018春視察	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
4.21	桜木地区福祉協議会評議員総会・意見交換	事務所～桜木ホール(往復)	1.2
4.22	第五地区福祉協議会総会・意見交換	事務所～つくし広場(往復)	5.0
4.23	掛川花の会掛川支部定例総会・意見交換	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
4.24	原野谷川視察	事務所～本郷地内(往復)	9.6
4.24	県議会報告25号作成打合せ	事務所～アビスレ(往復)	8.6
4.24	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
4.24	掛川建築文化研究会総会・意見交換	事務所～掛川商工会議所(往復)	9.4
4.25	掛川観光協会掛川支部総会・意見交換	事務所～掛川市立中央図書館(往復)	10.2
4.26	お茶工場視察・意見交換	事務所～掛川市内～事務所	102.0
4.27	お茶工場視察・意見交換	事務所～掛川市内～事務所	84.0
4.27	静岡県行政書士会掛川支部総会・意見交換	事務所～小菊荘(往復)	32.0
4.28	地域医療を育む会総会・講演会	事務所～中部ふくしま(往復)	12.6
4.28	お茶工場視察・意見交換	事務所～掛川市内～事務所	49.0
4.29	掛川第三地区まちづくり協議会総会・意見交換	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
4.30	千浜海岸視察	事務所～千浜海岸(往復)	42.0
合 計			764.6

整理番号	3-9-4-25
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気料		
年月日	平成30年5月2日～平成 年 月 日	金額	8,300円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	平成30年4月分電気料
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

10,508円+6,091円=16,599円÷2=8,300円

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 30-4-27				
2 D30-4-27				
3 D30-4-27				
4 D30-4-27				
5 D30-4-27				
6 D30-4-27				
7 D30-4-27				
8 D30-5-1				
9 D30-5-2	電気料金	10,508		
10 D30-5-2	電気料金	6,091		
11 D30-5-2				
12 D30-5-2				

普通預金(兼お借入明細)

取引残高の金額欄部に「マイナス印」がある場合はお借入残高を表わします。

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,599円	1/2 %	8,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月々の電気料金に300円(税込)プラスするだけで
暮らしサポートセットをご利用いただけます!



駆け付けサービス^{※2}
 電気や水まわりなどのトラブル時に!
 24時間 365日 対応

優待割引サービス
 ●全国のホテルや旅館、レジャーなど、
 さまざまなメニューが優待価格に!
 ●ハウスクリーニングの割引、各種相談サービスも!

電話でカンタン申し込み!
 電気のご契約名義、住所、申込者名、電話番号だけでお申し込み!!

0120-352-827
 受付時間 9:00~17:00 ※土曜・日曜・祝日を除く

Webからもお申し込みいただけます
 カテエネ <https://katene.chuden.jp/>

※1.当該実費および無料範囲を超える作業料金(出張時間含まず)、部品交換等の材料費等については、当社とサービス提携している会社に直接お支払いいただくこととなります。
 ※2.電気のご使用先以外、例えばご実家などを指定しサービスを受けることもできます。ただし、電気のトラブルサポートのみ、駆け付け先はご契約者さま宅(電気をお使いの場所)に限ります。

ご契約期間更新のご案内
 次のお客さまは、当社基本契約要綱もしくは個別要綱に基づき、契約期間を更新させていただきます。(暮らしサポートセット・カテエネガスセット・ビジエネガスセット※は、付随する電気供給契約の契約期間により異なります。)新しい契約期間は以下のとおりです。
 スマートライフプラン・3時間帯別電灯・時間帯別電灯・ピークシフト電灯・低圧高利用契約・沸増型電気温水器契約・低圧蓄熱調整契約・低圧季節別時間帯別電力・融雪用電力・低圧深夜電力・第2深夜電力・防霜用プランにご加入いただいているお客さまおよび臨時電力を除く高圧供給のお客さま
 【契約期間】平成30年4月1日~平成31年3月31日 【契約年月日】平成30年4月1日
 ポイントプラン・おとくプラン・とくとくプラン・ビジとくとくプランに、平成29年3月31日までにご加入いただいているお客さま
 【契約期間】平成30年4月1日~平成32年3月31日 【契約年月日】平成30年4月1日
 ※ビジエネガスセットのうち、ガスのご契約種別が、ビジエネガスプラン3・4のお客さまはこの限りではありません。
 中部電力株式会社 小売電気事業者登録番号:A0270 ガス小売事業者登録番号:A0003 愛知県名古屋市中区東新町1番地

検針日 4月19日	ご使用期間 3月20日 ~ 4月18日	ご使用日数 30日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数30日)
216 kWh	257 kWh

計器番号 953 第1計器	
当月指示数 4289.3	
前月指示数 4073.0	
差引 216.3	

ご請求予定額	10,508円
(うち消費税等相当額)	778円
振替予定日	5月2日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	7,469円28銭
電力量料金	2,468円88銭
(うち燃料費調整額 -816円48銭)	
再エネ発電促進賦課金	570円

燃料費調整単価(税込) -3円78銭/kWh
 再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円64銭/kWh

翌月(5月分)のご案内	検針日 5月22日
	ご使用期間 4月19日 ~ 5月21日
	燃料費調整単価(税込) -3円60銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
	16	0402405663010601000000
契約種別	契約容量	力率
低圧電力	7kW	90%

お問い合わせ先 **ご利用はカスタマーセンターで承ります。**

●担当窓口 岐阜CC ●電話番号 0120-985-240
 500-8790 岐阜市美江寺町2-5

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。
 ●電気のご請求金額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。
 1か月の電気ご使用量(kWh) × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)
 ※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。
 ※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。
 ●ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。
 詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

電気料金領収証(口座振替払用)	
東堂陽一事務所 東堂陽一様 下記金額を口座振替により領収させていただきました。	
平成30年3月分 (ご使用期間 2月21日~3月19日)	
お客さま番号	日程 16
領収金額	10,464円
(うち消費税等相当額)	775円
振替年月日	平成30年 3月 29日
*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。	

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力株式会社

作成地:名古屋市中区東新町

※本状により集金することはありません。

月々の電気料金に300円(税込)プラスするだけで
暮らしサポートセットをご利用いただけます!



駆け付けサービス^{※2}
電気や水まわりなどのトラブル時に!
24時間
365日
対応

優待割引サービス
●全国のホテルや旅館、レジャーなど、
さまざまなメニューが優待価格に!
●ハウスクリーニングの割引、各種相談サービスも!

※1.当該実費および無料範囲を超える作業料金(出張時間含まず)、部品交換等の材料費等については、当社とサービス提携している会社に直接お支払いいただくこととなります。
※2.電気のご使用先以外、例えばご実家などを指定しサービスを受けることもできます。ただし、電気のトラブルサポートのみ、駆け付け先はご契約者さま宅(電気をお使いの場所)に限ります。

電話でカンタン申し込み!
電気のご契約名義、住所、申込者名、電話番号だけでお申し込み!

0120-352-827
受付時間 9:00~17:00 ※土曜・日曜・祝日を除く

Webからもお申し込みいただけます
カテエネ <https://katene.chuden.jp/>

ご契約期間更新のご案内
次のお客さまは、当社基本契約要綱もしくは個別要綱に基づき、契約期間を更新させていただきました。(暮らしサポートセット・カテエネガスセット・ビジエネガスセット※は、付随する電気需給契約の契約期間により異なります。)新しい契約期間は以下のとおりです。
スマートライフプラン・3時間帯別電灯・時間帯別電灯・ピークシフト電灯・低圧高利用契約・沸騰型電気温水器契約・低圧蓄熱調整契約・低圧季節別時間帯別電力・融雪用電力・低圧深夜電力・第2深夜電力・防霜用プランにご加入いただいているお客さまおよび臨時電力を除く高圧供給のお客さま
【契約期間】平成30年4月1日~平成31年3月31日 【契約年月日】平成30年4月1日
ポイントプラン・おとくプラン・とくとくプラン・ビジとくとくプランに、平成29年3月31日までにご加入いただいているお客さま
【契約期間】平成30年4月1日~平成32年3月31日 【契約年月日】平成30年4月1日
※ビジエネガスセットのうち、ガスのご契約種別が、ビジエネガスプラン3・4のお客さまはこの限りではありません。
中部電力株式会社 小売電気事業者登録番号:A0270 ガス小売事業者登録番号:A0003 愛知県名古屋市中区東新町1番地

検針日 4月19日	ご使用期間 3月20日 ~ 4月18日	ご使用日数 30日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数30日)
236 kWh	241 kWh

計器番号 042 第1計器		
当月指示数 1748.0		
前月指示数 1511.8		
差引 236.2		

ご請求予定額 (うち消費税等相当額)	◎ 6,091円 451円
振替予定日	5月2日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	1,123円20銭
電力量料金 1段料金	2,028円00銭
2段料金	2,470円80銭
(うち燃料費調整額 -892円08銭)	
おとく割	-100円00銭
初回引落割引額	-54円00銭
再エネ発電促進賦課金	623円

燃料費調整単価(税込) -3円78銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円64銭/kWh

翌月(5月分)のご案内	検針日 5月22日
	ご使用期間 4月19日 ~ 5月21日
	燃料費調整単価(税込) -3円60銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
	16	0402405663010602000000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	40A	

お問い合わせ先 物件はカスタマーセンターで承ります。

●担当窓口 岐阜CC ●電話番号 0120-985-240
500-8790 岐阜市美江寺町2-5

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。
●電気の手送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。
1か月の電気ご使用量(kWh) × 中部電力管内における低圧手送料金平均単価9.73円 = 手送料金相当額(税込)
※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。
※法律で定められた使用済燃料再処理等賦税電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。
●ガス手送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。
詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

電気料金領収証(口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一 様
下記金額を口座振替により領収させていただきました。
平成30年3月分 (ご使用期間 2月21日~3月19日)

お客さま番号		日程	16
領収金額	5,473円	ご使用量	
(うち消費税等相当額)	405円		212kWh
振替年月日	平成30年 3月 29日		

*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力株式会社

作成地:名古屋市中区東新町

※本状により集金することはありません。